

費用対効果分析実施判定票

費用対効果分析実施判定票

別添様式

年度：平成28年度

事業名：川上ダム建設事業

担当課：河川環境課
水資源機構関西・吉野川支社

担当課長名：中川 靖志
北牧 正之

※各事業において、以下の(ア)及び(イ)の全ての項目に該当する場合には、費用対効果分析を実施しないことができる。

| 項目 | 判定 | |
|---|---|-------|
| | 判断根拠 | チェック欄 |
| (ア)費用対効果分析の要因に変化が見られない場合 | | |
| 事業目的 | | |
| ・事業目的に変更がない | 事業目的に変更がない | ■ |
| 外的要因 | | |
| ・事業を巡る社会経済情勢の変化がない 判断根拠例[地元情勢等の変化がない] | ・事業の進捗状況や事業費の変更があったため。 | □ |
| 内的要因<費用便益分析関係> | | |
| ※ただし、有識者等の意見に基づいて、感度分析の変動幅が別に設定されている場合には、その値を使用することができる。 注)なお、上記2.~4.について、各項目が目安の範囲内であっても、複数の要因の変化によって、基準値を下回ることが想定される場合には、費用対効果分析を実施する。 | | |
| 1. 費用便益分析マニュアルの変更がない 判断根拠例[B/Cの算定方法に変更がない] | B/Cの算定方法に変更がない | ■ |
| 2. 需要量等の変更がない 判断根拠例[需要量等の減少が10%*以内] | ・需要量等の減少が10%以内 | ■ |
| 3. 事業費の変化 判断根拠例[事業費の増加が10%*以内] | ・事業費の増加が10%以内 | ■ |
| 4. 事業展開の変化 判断根拠例[事業期間の延長が10%*以内] | ・事業期間の延長が10%以内 | ■ |
| (イ)費用対効果分析を実施することが効率的でない判断できる場合 | | |
| ・事業規模に比して費用対効果分析に要する費用が大きい 判断根拠例[直近3力年の事業費の平均に対する分析費用1%以上] または、前回評価時の感度分析における下位ケース値が基準値を上回っている。 | ・直近3力年の事業費の平均に対する分析費用割合:0.6% ・前回評価時の感度分析における下位ケース値:2.2 | ■ |
| 前回評価で費用対効果分析を実施している | 平成26年度に実施(B/C 全体事業2.4、残事業5.9) | ■ |
| 以上より、費用対効果分析を実施するものとする。 | | |